

専決処分の報告及び承認を求めることについて

(島根県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

1 改正要旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の所定外労働の制限（時間外勤務の免除）の対象を拡大するもの。

2 改正内容

小学校就学前の子を養育する職員は、請求すれば所定外労働の制限（時間外勤務の免除）を受けることが可能とするもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日